

(議案その二)

令和八年六月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和8年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

第80号議案	特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	1
第81号議案	特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	3
第82号議案	島根県営住宅条例の一部を改正する条例	5
第83号議案	公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例	6
第84号議案	島根県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例	7
第85号議案	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	15

第80号議案

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号)の一部を次のように改正する。

第1号表中「1,290,000円」を「1,320,000円」に、「1,010,000円」を「1,030,000円」に、「810,000円」を「830,000円」に、「680,000円」を「700,000円」に改める。

(島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 島根県病院事業管理者の給与等に関する条例(平成19年島根県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「810,000円」を「830,000円」に改め、同条第2項中「1,010,000円」を「1,030,000円」に改める。

(非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第3条 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和27年島根県条例第38号)の一部を次のように改正する。

「月額	192,000円	「月額	197,000円
日額	38,900円	日額	40,000円
日額	32,400円	日額	33,300円
月額	234,000円	月額	240,000円
月額	192,000円	月額	197,000円
月額	280,000円	月額	287,000円
月額	109,000円	月額	112,000円

第81号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第3項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「償却資産」の次に「（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。次項第2号において同じ。）」を加え、同条第4項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、前項の規定によりこの条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第8条の2の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなった者に係る新条例第13条第1項第1号から第4号までの規定の適用については、同項第1号中「又は同条第2項の規定により修正申告書を提出する日」とあるのは「若しくは同条第2項の規定により修正申告書を提出する日又は特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年島根県条例第号。以下この項において「令和8年改正条例」という。）の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第2号中「当該納期の末日）」とあるのは「当該納期の末日）又は令和8年改正条例の施行の日の属する月の翌

月の末日のいずれか遅い日」と、同項第 3 号中「いずれか遅い納期の末日）」とあるのは「いずれか遅い納期の末日）又は令和 8 年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第 4 号中「当該納期の末日）」とあるのは「当該納期の末日）又は令和 8 年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。

第82号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

「大輪団地
別表中 湯町団地を
穴道緑が丘団地」

「大輪団地
穴道緑が丘団地」

「三隅駅前団地
向野田団地を
第二向野田団地」

「三隅駅前団地
第二向野田団地」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第83号議案

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する
条例

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年島根県条例
第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和45年法律第108号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「公害紛争処理法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第
1号中「鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料」を「費用弁償」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第84号議案

島根県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22第2項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準（次条において「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的等)

第2条 最低基準は、登録一時保護委託施設（登録一時保護委託者（法第33条第1項第1号に規定する登録一時保護委託者をいう。以下同じ。）が一時保護を行う施設をいう。以下同じ。）に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(登録一時保護委託者の一般原則)

第3条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(児童の権利の制限)

第4条 登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第 5 条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(虐待等の禁止)

第 6 条 登録一時保護委託者の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第 1 項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第 7 条 登録一時保護委託者は、法第34条の22第 6 項において準用する法第21条の 5 の18第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 8 条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回、これを行う体制を整備しなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 9 条 登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる

方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

(児童の権利擁護)

第10条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3の規定に基づき児童相談所長又は知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

(児童の所持品等)

第11条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

- (1) 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。
- (2) 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談すること。
- (3) 第1号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は知事が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は知事に協力するよう努めること。
- (4) 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管すること。

(設備の基準)

第12条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 採光、換気等児童の保健衛生及び児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。
- (2) 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

- (5) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (6) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (7) 30人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (8) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（登録一時保護委託者における職員の一般的要件）

第13条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第14条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員1人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第15条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第16条 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

- (2) 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。
- (3) 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭しなければならないこと。
- (4) 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。
- (5) 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

(食事)

第17条 登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。
- (2) 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第18条 児童相談所長又は知事は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談する体制を整備しなければならない。

- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。
- 3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第19条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第20条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

(登録一時保護委託者内部の規程)

第21条 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

(1) 入所する児童の支援に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項

(登録一時保護委託者における記録)

第22条 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第23条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第24条 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第25条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

第85号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第46条に次の1項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(第67条第15項に規定する心理担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下この項及び附則第7項において「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第2項、第4項又は第5項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第67条第9項中「第一項」を「第1項」に改める。

附則第2項中「この項」の次に「及び附則第7項」を加え、「限って」を「限り」に改め、「の保育士」の次に「(同条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項、附則第4項又は第5項の規定により保育士とみなされる者及び同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)」を加える。

附則第6項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい」を「第46条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項」に改め、「保育士の数(」を削り、「ないとした」を「ないものとした」に、「ものをいう。)」を「保育士の数」に改める。

附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項の次に次の 1 項を加える。

- 7 第46条第 3 項及び附則第 2 項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第 3 項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。（島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島根県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第16条第 2 項中「35人」を「30人」に改める。

第17条第 1 項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第 3 項の表中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、

「
(4) 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を 1 人増加するものとする。」

を

「
(4) 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を 1 人増加するものとする。
(5) 第 1 号に定める者については、1 人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業

務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

に改める。

第17条第5項第2号及び附則第9項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第11項中「限って」を「限り」に改める。

附則第13項中「附則第9項」を「第17条第3項の表備考第5号及び附則第9項」に、「第17条第3項の表備考第1号」を「同表備考第1号」に改め、「者を」及び「当該」の次に「特定理学療法士等、」を加え、「同項」を「第17条第3項」に改め、附則に次の1項を加える。

14 第17条第3項の表備考第5号及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

第3条 島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「35人」を「30人」に改める。

第10条に次の1号を加える。

(5) 第1号、第2号及び前号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限り、当該認定こども園に勤務する理学

療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第6項中「限って」を「限り」に改める。

附則第7項の表中

附則第3項	第10条第1号及び第4号の規定（同号ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
-------	---	-------------------------------------

を

第10条第5号	第10条第1号により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第3項	第10条第1号及び第4号の規定（同号ただし書の規定を適用す	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護

	る場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者	教諭の普通免許状を有する者
--	----------------------------------	---------------

に改め、附則に次の1項を加える。

- 8 第10条第5号及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第9条第1項第3号及び第4号の規定」の次に「（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第6項とする。

附則第3項中「第17条第3項の規定」の次に「（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第17条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に關す

る基準を定める条例第17条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第46条第2項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、「次項及び附則第4項において」を「以下」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

7 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の島根県認定こども園の認定要件に関する条例第9条第1項第3号及び第4号の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の島根県認定こども園の認定要件に関する条例第9条第1項第3号及び第4号の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第2条の規定による改正後の島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第16条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第3条の規定による改正後の島根県認定こども園の認定要件に関する条例第9条第2項第2号の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。